

高崎健康福祉大学動物実験等の実施に関する規程

大学等における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展開のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展においても必要な手段である。本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「法」という）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という）、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月）」（以下「基本指針」という）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験等の実施方法を定めるものである。

第1章 総則

（趣旨及び基本原則）

第1条 この規程は、高崎健康福祉大学における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう）の3Rs（Replacement、Reduction、Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む）を行う動物実験室をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養または保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者（実験動物及び施設等が置かれている学部・学科の学科長など）をいう。
- (10) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者（専任教員など）をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

第2章 適用範囲

第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験に適用される。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを

確認すること。

第3章 組織

第4条 学長は、本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管を最終的な責任者として統轄する。

2 学長は、本規定の策定、動物実験計画の承認、動物実験の実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練の実施、基本指針への適合性に関する自己点検・評価および検証、情報公開を行うとともに、動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、第4章に定める動物実験委員会（以下「委員会」という）を設置する。

第4章 動物実験委員会

（委員会の役割）

第5条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が指針等及び本規程に適合していることの審議
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- (5) 自己点検・評価に関すること
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること

2 本条第1号に掲げる審議において、委員は自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に参画してはならない。

（委員会の構成）

第6条 委員会は、次に掲げるカテゴリーのいずれかに該当する各学部1名以上の委員で組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者
- (3) その他学識経験を有する者

なお、委員会全体で(1)～(3)のカテゴリーに該当する委員がそれぞれ1名以上含まれていなければならない。

（委員長等）

第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

（委員の任期）

第8条 学長は、第6条に掲げる者を委員に任命する。

- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（委員会の招集）

第9条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、委員会の議長となり会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員会に関係者の出席を求めることができる。
- 6 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。
- 7 前項に関わらず、事例により審査結果が容易に推定できるものについては、別に委員会が定める基準により委員長が判定し、これを事後に委員会に報告することができる。
- 8 委員会において審議した内容（委員会の開催日時、場所、委員の氏名、審議内容等）は、議事録

として記録し5年間保存しなければならない。

(担当事務)

第10条 委員会に関する事務は、薬学部動物実験施設の実験動物管理者または施設設備管理者が行う。

2 担当事務は、委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。

第5章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第11条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書(様式1)を学長に提出すること。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
- (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること。

2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知すること。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

4 承認後の計画書の内容に変更が生じた場合には、動物実験責任者は動物実験計画書変更申請書(様式2)により、速やかに学長の承認を受けるものとする。ただし、動物実験責任者の変更、苦痛が増大すると思われる処置の追加及び動物種の変更については、新規扱いとする。

5 年度を超えて実験を行う場合、動物実験責任者は、毎年度ごとに計画書(様式1)を委員会に提出し、学長の承認を受けなければならない。

6 計画書の保管期間は5年間とする。

(実験操作)

第12条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に即するとともに、特に以下の事項を遵守すること。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - ①適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - ②実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む)の配慮
 - ③適切な術後管理
 - ④適切な安楽死の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験(物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験)については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。
- (4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
- (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

(実施状況の報告ならびに証明書)

第13条 動物実験責任者は、当該年度終了時に計画書ごとに動物実験実施報告書(様式3)を学長に提出するものとする。

2 学長は、前項にかかわらず、動物実験責任者及び管理者に対し動物実験の実施状況について報告を求めることができる。

第14条 学長は、動物実験責任者の申請により、適正な動物実験であったことを証する動物実験証

明書（様式4及び様式5）を交付することができる。

第6章 施設等

（飼養保管施設の設置）

第15条 飼養保管施設を設置（変更を含む）する場合は、管理者が所定の飼養保管施設設置承認申請書（様式6）を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 飼養保管施設の管理者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

3 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認または非承認を決定すること。

（飼養保管施設の要件）

第16条 飼養保管施設は、以下の要件を満たすこと。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること
- (6) 実験動物管理者がおかれていること。

（実験室の設置）

第17条 飼養保管施設以外において、実験室を設置（変更を含む）する場合、管理者が実験室設置承認申請書（様式7）を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認または非承認を決定すること。

3 実験室の管理者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等（48時間以内の一次的保管を含む）を行うことができない。

（実験室の要件）

第18条 実験室は、以下の要件を満たすこと。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

（施設等の維持管理及び改善）

第19条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めること。

（施設等の廃止）

第20条 施設等を廃止する場合は、管理者が所定の施設等廃止届（様式8）を学長に届け出ること。

2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めること。

第7章 実験動物の飼養及び保管

（実験動物施設利用要綱の作成と周知）

第21条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定めた実験動物施設利用要綱を、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させること。

（実験動物の健康及び安全の保持）

第22条 動物実験管理者、動物実験実施者、飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

(実験動物の導入)

第23条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入すること。

- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行うこと。
- 3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じること。

(給餌・給水)

第24条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うこと。

(健康管理)

第25条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うこと。

- 2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の種類、習性等を考慮した飼養または保管を行うための環境の確保を行うこと。
- 3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行うこと。

(異種又は複数動物の飼育)

第26条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うこと。

(記録の保存及び報告)

第27条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存すること。

- 2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告すること。

(譲渡等の際の情報提供)

第28条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供すること。

(輸送)

第29条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めること

第8章 安全管理

(危害防止)

第30条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めること。

- 2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡すること。
- 3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じること。
- 4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めること。
- 5 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じること。

(緊急時の対応)

第31条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図ること。

- 2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めること。

第9章 教育訓練

第32条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、以下の事項に関する所定の教育訓練を受けること。

- (1) 関連法令、指針等、本学の定める規程等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項
- (5) 人と動物の共通感染症に関する事項
- (6) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存すること。

第10章 自己点検・評価・検証

第33条 学長は、委員会に、飼養保管基準及び基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせること。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者並びに飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めること。

第11章 情報公開

第34条 本学における、動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等）を毎年1回程度公表する。

第12章 補則

(雑則)

第35条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

第13章 附則

- 1 この規定は平成18年10月5日から制定施行する。
- 2 この規定は平成27年1月1日から改訂施行する。
- 3 この規定は平成29年7月1日から改訂施行する。
- 4 この規定は平成31年4月1日から改訂施行する。

(様式1)

健大動物第 号
年 月 日

動物実験委員会委員長 殿

高崎健康福祉大学学長

審議の依頼について

年度の「動物実験計画書」の審査と検討結果の報告を依頼する。

記

動物実験責任者氏名：

所属学部：

研究室名：

申請番号：健大動物第 号

以上

高崎健康福祉大学動物実験計画書（新規・継続）

年 月 日提出

1 [動物実験責任者・所属・職・氏名・電話（内線）・動物実験の経験および教育訓練の経歴]

2 [動物実験実施者氏名（全員記入する）]（氏名）（所属・職）

3 [研究課題]

4 [研究目的]

5 [実験動物に対する具体的な実験処置の方法]

薬剤・試料等の投与 組織等材料の採取 行動観察
外科的処理 繁殖・維持 その他（ ）

上記より動物に加える処置について当てはまるものを全て選択し、実験方法の概要について、使用動物数（8）の根拠、想定される苦痛のカテゴリー（15）や動物の苦痛軽減・排除方法（16）等と整合性をもたせるように、具体的に記入する。

6 [動物実験期間]

実験開始予定日： 年 月 日 実験終了： 年 月 日

7 [動物実験計画の種類]

試験・研究 教育訓練 その他（具体的に記入）

8 [実験動物の種類・系統・性別・齢等、使用匹数、入手先]

(1):
(2):
(3):
(4):

9 [動物実験の場所]

薬学部実験動物室・健康福祉学部動物室・その他（ ）

10 [実験動物飼育場所]

薬学部実験動物室・健康福祉学部動物室・その他（ ）

11 [飼育方法]

個別飼育
群飼育・
両方（理由 ）

12 [飼料]

- 実験動物施設が用意したもの
 動物実験実施者が用意したもの
 実験のために特別に配合されたもの (会社名)

13 [安全管理上注意を要する実験]

- 病原微生物投与・ 毒物発癌物質投与・ 遺伝子組換え動物実験

14 [動物実験等を必要とする理由]

- 代替手段がない 代替手段の精度が不十分 代替手段の経費が過大
 その他 (理由)

15 [それぞれの実験処置により予想される苦痛の程度 (苦痛の分類)]

(別表1に示される苦痛分類から該当するものを選びそのカテゴリー記号を記入する)

- (1): ()
(2): ()
(3): ()
(4): ()

16 [実験動物の苦痛軽減方法]

(使用動物の種類に対応させて別表2から選び、その記号と記入する。また、麻酔薬等を使用する場合は薬剤名を記入する。複数選択可)

- (1): ()
(2): ()
(3): ()
(4): ()

17 [実験動物の処分方法] (使用動物の種類に対応させて別添表3から選びその記号を記入する。麻酔薬等を使用する場合は薬剤名を記入する。)

- (1): ()
(2): ()
(3): ()
(4): ()

なおこの実験計画書は開示される場合があります。

実験課題およびプロトコールについて (該当するものに○をつける)

- 全面開示する
 部分開示とする

部分開示とする理由 (該当するものに○をつける)

- A 特許取得のため
B 独創性が高く、国際競争上の問題があるため
C その他 (具体的に説明する)

()

注1 方法では、使用動物の種類ごとに取り扱い方法や苦痛の軽減方法を具体的に記述すること。

注2 必要に応じて資料添付する。

表 1

高崎健康福祉大学における動物実験の倫理的基準分類（「実験の倫理カテゴリー」）

カテゴリー	実験処置の種類	処 置 例	備 考
A	生物を用いない実験／植物、細菌、原虫、または無脊椎動物を用いた実験。	生化学的研究／植物学的研究／細菌学的研究／微生物学的研究／無脊椎動物の研究／組織培養、剖検材料および屠場材料を用いた研究／発育鶏卵を用いた研究。	無脊椎動物も神経系を持っており刺激には反応するので無脊椎動物も人道的に扱わねばならない。
B	脊椎動物を用いた実験で、動物に対してほとんど、あるいはまったく不快感を与えないと思われる処置。	実験目的での動物保定／あまり有害でない物質の注射／採血のような簡単な処置／非侵襲的検査／深麻酔下での手術／2～3時間の絶食や絶水／標準的な安楽死の処置（大量の麻酔薬投与による殺処分や軽麻酔下での断首）／ <u>非拘束の行動実験</u> 。	
C	脊椎動物を用いた実験で、動物に対して軽微なストレス、あるいは短時間持続する痛みを伴う処置。	麻酔状態での血管露出やカテーテルの長期留置／意識のある動物に短時間の拘束を伴う行動学的実験（ <u>慢性埋込電極等も含む</u> ）／フロイントのアジュバントを用いた免疫処置／逃れることができる苦痛を伴う刺激処置／麻酔覚醒後にも多少の不快感を伴う外科処置／ <u>動物の行動障害を伴わない脳破壊実験</u> 。	ストレスや痛みの程度、あるいは持続期間に対する配慮が必要。
D	脊椎動物を用いた実験で、避けることのできない重度のストレスや痛みを伴う処置。	故意にストレスを加える行動学的実験／麻酔覚醒後に著しい不快感を伴う外科手術／苦痛を伴う解剖学的あるいは生理学的処置／動物が逃れることのできない苦痛を伴う刺激／数時間以上にわたる拘束／動物自身、あるいは同種他個体に攻撃的行動をとらせる実験／麻酔薬を使用しないで痛みを与える実験（致死毒性試験、動物が激しい苦悶の表情を示す処置、放射線障害実験、ある種の注射、ストレスやショックの実験など）／ <u>脳の破壊実験（化学的処置も含む）</u> 。	研究者には、動物の苦痛の排除あるいは苦痛を最小限にするため、実験計画の変更に努める責務がある（ <u>動物実験委員会による指導及び助言</u> ）。
E	非麻酔下の意識のある動物を用いて、動物が耐えることのできない痛みを与える処置。	麻酔薬を使わずに、筋弛緩薬あるいは麻痺性薬剤（サクシニルコリン、クラーレ等）を用いた外科手術／非麻酔下で重度の火傷や外傷を与える処置／精神病のような行動をおこさせる処置／電子レンジやストリキニーネを用いて殺すこと／避けることのできない重度のストレスを与えること／ストレスを与えて殺すこと。	得られる結果が重要なものであっても実施してはならない（カナダおよび米国の場合、国の法律によって禁止されている）。実施した場合には、国からの研究費は没収され、その研究施設の農務省への登録が取り消されることがある

注：下線部分は本学における当分の間の基準であり、この基準は野生種やペット類を除く齧歯類の実験動物に限り適用するものとする。

表 2 実験動物の苦痛軽減方法（記述内容の具体例）

- (a) 軽微な苦痛の範囲内なので特に処置を講じない
- (b) 短期間の保定・拘束なので特に問題ない
- (c) 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する（薬剤名：)
- (d) 科学上の目的を損なわない苦痛軽減法がない（理由：)
- (e) 長時間の保定・拘束が避けられない（理由：)
- (f) 人道的エンドポイントを適用する（エンドポイントの判定：)
- (g) その他 ()

表 3 実験動物の処分方法

- (a) 過剰量の麻酔薬等の投与（薬剤名：)
- (b) 炭酸ガスの吸入
- (c) 頸椎脱臼や中枢破壊
- (d) その他 ()

年 月 日

高崎健康福祉大学学長

須 藤 賢 一 殿

高崎健康福祉大学動物実験委員会 委員長

動物実験委員会 審査結果

[研究課題]

[動物実験責任者]

[審査結果]

- 本実験計画は、高崎健康福祉大学動物実験規程等に適合する。
(条件等 遺伝子組換え実験安全委員会の承認後、実験を開始すること。
 下記の実験代表者または実験従事者は、教育訓練を実施した後に実験を開始すること。(氏名：)
- 本実験計画は、高崎健康福祉大学動物実験規程等に適合しない。

[意見・助言等]

健大動物第 号

年 月 日

学部 学科
殿

高崎健康福祉大学学長

須 藤 賢 一

動物実験計画の承認について

「動物実験計画書」を審査した結果、適当と認めたので、実験計画書のとおり実施することを承認する。

なお、実験に当たっては付帯事項を遵守して遂行されたい。

記

1 承認番号：健大動物第 号

研究課題：

2 承認期間

年 月 日 ～ 年 月 日

付帯事項

動物実験の遂行、研究成果の発表などに際しては、「高崎健康福祉大学動物実験等の実施に関する規程」に示される動物福祉を考慮し、特に大学外の一般の人たちの誤解を招かないように十分に注意を払うこと。

以上

(様式2)

年 月 日

学 長

様

動物実験責任者

所 属

氏 名

印

動物実験計画書変更申請書

年 月 日付で承認済の次の動物実験計画書について、下記のとおり変更します。

承認番号：

研究課題：

変更内容：

上記の申請を承認します。

年 月 日

学 長

印

(写しを申請者に交付)

(様式3)

年 月 日

動物実験実施報告書

高崎健康福祉大学学長

様

動物実験責任者

(所属)

(職・氏名)

年度における動物実験実施状況について、高崎健康福祉大学動物実験規程第13条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 [承認番号]: 健大動物第 号

2 [研究課題]:

3 [実験実施期間]: 実験開始: 年 月 日 実験終了: 年 月 日

4 [実験の結果]

計画どおり実施

一部変更して実施(変更届提出日 年 月 日)

中止

結果の概要

5 [成果] (予定を含む)

(得られた業績、例: 雑誌論文、図書、工業所有権などについて、著者名、論文標題、雑誌名、巻・号、発行年、頁、出版社などを記載、必要に応じて別紙に記載)

6 [その他特記事項]

(様式 4)

動物実験証明書

- 1 動物実験責任者 (所属・職・氏名)
- 2 研究課題
- 3 承認番号

上記の動物実験は、高崎健康福祉大学動物実験等の実施に関する規程、動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和 48 年 法律第 105 号)、実験動物飼養及び保管等に関する基準 (平成 18 年環境省告示第 88 号)、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針 (平成 18 年文部科学省告示第 71 号) に沿って実施されたものであることを証明する。

年 月 日

高崎健康福祉大学学長

印

(様式 5)

Takasaki University of Health and Welfare
37-1 Nakaorui-Machi Takashaki-Shi,
Gunma 370-0033, Japan

CERTIFICATE

Date:

To whom it may concern,

This is to certify that Dr. _____'s animal experiment
(approval number _____), reported in the article titled:

_____ ,
was carried out under the control of our committee in accordance with The Guidelines on
Animal Experiments in Takasaki University of Health and Welfare, Act on Welfare and
Management of Animals (Act No. 105, 1973) , Standards for care and keeping, as well as
reducing the pain of the experimental animals (Ministry of the Environment Notice, No.88,
2006) and Fundamental Guidelines for Proper Conduct of Animal Experiment and Related
Activities in Academic Research Institutions (Ministry of Education, Culture, Sports,
Science and Technology, Notice No.71, 2006).

Sincerely,

President,
Takasaki University of Health and Welfare

(様式6)

飼養保管施設設置承認申請書

高崎健康福祉大学 学長 殿

申請代表者 所属 (学部・学科)・職位
氏名

高崎健康福祉大学動物実験等の実施に関する規程第15条に基づき、下記の飼養保管施設設置の承認について申請します。

申請年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付番号

1. 飼養保管施設 (施設) の名称	
2. 施設の管理体制	<管理者> 所属 職名 氏名 連絡先
	<実験動物管理者> 所属 職名 氏名 連絡先 関連資格： 経験年数：
	<飼養者> (人数が多い場合、別資料として添付) 所属 職名 氏名 連絡先 関連資格： 経験年数：
3. 施設の概要	1) 建物の構造： (例：鉄筋コンクリート造) 2) 空調設備： (例：温湿度制御、換気回数等) 3) 飼養保管する実験動物種： 4) 飼養保管設備 (飼育ケージ等) 規格： 最大収容数： 5) 逸走防止策 (ケージの施錠、前室の有無、窓や排水口の封鎖など)

	<p>6) 衛生設備 (洗浄・消毒・滅菌等の設備) 名称：・ 規格：</p> <p>7) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策</p>
<p>4. 特記事項 (例： 化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等)</p>	
<p>5. 委員会記入欄</p>	<p>調査月日： 年 月 日</p> <p>調査結果： <input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は規程に適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> 改善後、使用開始すること。) <input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は規程に適合しない。</p> <p>意見等</p>
<p>6. 学長承認欄</p>	<p>承認： 年 月 日</p> <p>本申請を承認します。 承認番号：第 号</p> <p style="text-align: right;">高崎健康福祉大学 学長 須藤 賢一</p>

添付資料

- 1) 施設の位置を示す地図
- 2) 施設の平面図

(様式7)

実験室設置承認申請書

高崎健康福祉大学 学長 殿

申請代表者 所属(学部・学科)・職位
氏名

高崎健康福祉大学動物実験等の実施に関する規程第16条に基づき、下記の実験室設置の承認について申請します。

申請年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付番号

1. 実験室の名称	
2. 実験室の管理体制	<実験室管理者> (例: 教室主任者等) 所属 職名 氏名 連絡先
3. 実験室の概要	1) 実験室の面積: (m ²) 2) 実験に使用する実験動物種: 3) 実験設備 (特殊装置の有無等) 4) 逸走防止策 (前室の有無、窓や排水口の封鎖など) 5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策
4. 特記事項 (例: 化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等)	
5. 委員会記入欄	調査月日: 年 月 日 調査結果: <input type="checkbox"/> 申請された実験室は規程に適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> 改善後、使用開始すること。) <input type="checkbox"/> 申請された実験室は規程に適合しない。 意見等
6. 学長承認欄	承認: 年 月 日 本申請を承認します。 承認番号: 第 号 高崎健康福祉大学 学長 須藤 賢一

添付資料

- 1) 実験室の位置を示す地図
- 2) 実験室の平面図

(様式8)

年 月 日

高崎健康福祉大学 学長 殿

届出代表者 所属 (学部・学科)・職位
氏名

施設等 (飼養保管施設・動物実験室) 廃止届

高崎健康福祉大学動物実験等の実施に関する規程第20条に基づき、下記のとおり届出いたします。

1. 廃止する飼養保管施設 (施設) または実験室の 名称	設置承認番号 ()
2. 管理者	所属 職名 氏名 連絡先
3. 廃止年月日	年 月 日
4. 廃止後の利用予定	
5. 廃止時に残存した飼養 保管動物の措置 (施設の場合のみ記載)	残存飼養保管動物の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合の措置
6. 特記事項	
7. 委員会記入欄	
8. 学長記入欄	高崎健康福祉大学 学長 須藤 賢一